

論点整理 (案)

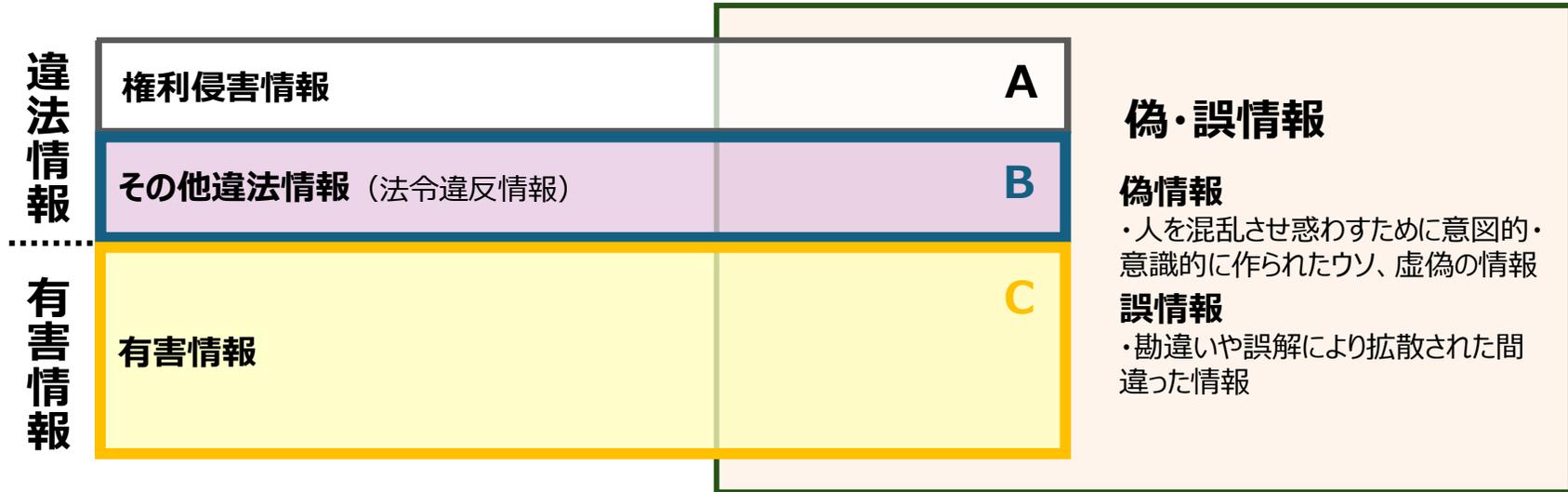
令和7年5月15日
制度WG事務局

～ 目次 ～

検討の背景	2
本WGにおいて検討対象とする情報の種類	3
検討の視点	4
I. 権利侵害情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）	5
I－1 権利侵害情報への対応（総論）	6
I－2 権利侵害情報への対応（被害者以外の第三者からの申出）	7
II. その他違法情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）	8
II－1 窓口整備・通報に対する迅速な対応	9
II－2 適格性のある第三者からの通報	14
II－3 その他の論点	17
III. 有害情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）	18
III－1 有害情報への対応に関する基本的な考え方	19
III－2 発信行為の態様に着目した対応	23
IV. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方（サービス設計レイヤーに関する論点）	
V. その他	

検討の背景

- デジタル空間において、違法・有害情報の流通は、依然深刻な状況。また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展に伴う新たなリスクなど、情報の流通に伴う様々な諸課題が発生。
- 「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）が本年4月1日に施行され、権利侵害情報の削除対応の迅速化、削除基準の公表等の運用状況の透明化の規律が大規模PF事業者課せられることとなる。
- 令和5年11月から開催された「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」では、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題に対し、制度的対応に係る提言がなされた（令和6年9月）。上記提言後も、デジタル空間における情報流通を巡る環境は変化してきており、新たな社会問題（SNS上の闇バイトの募集投稿など）が発生。
- 諸外国では、欧州連合（EU）におけるデジタルサービス法（DSA）が2024年に完全施行され、英国においてもオンライン安全法（OSA）が2023年に成立。
- このような中、**我が国における違法・有害情報対策は、どのような方向に進めていくべきか。最新の諸外国の動向も踏まえつつ、制度的対応の在り方について検討する。**



種類		具体例
A	権利侵害情報	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽の事実の摘示による誹謗中傷（名誉毀損） 等
B	その他違法情報 (法令違反情報)	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽・誇大広告（景表法・特商法等違反） いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引（募集）する情報（職安法違反）等
C	有害情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における救命・救助活動の妨げとなる実在しない住所を摘示しての救助要請 違法行為を誘引する情報（オンラインカジノへのリーチサイト） 等

※青少年に有害な情報については、本WGにおける主な検討事項の対象外とする（なお、スマートフォンの青少年利用者を保護する観点から、関係事業者が講ずべき措置（例：アプリレーティング等）を利用者情報WG（「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」の下で開催）で検討している）。

※本WGでは、上記A～Cの分類に沿った情報の「種類」に着目した対応だけでなく、情報の「態様」に着目した対応についても検討を行う。

検討の視点

- ▶ インターネット上の違法・有害情報へのPF事業者の対応としては、情報の内容自体に着目した対応（例：法令違反情報の削除等）と情報の内容に着目しない対応（例：サービス設計）が考えられる。
- ▶ そこで、本WGでは、議論が実施しやすいよう、「違法性・有害性の情報の種類の切口」と「様々な情報の類型に共通するサービス設計に着目した切口」に焦点を当て、2つのレイヤー（①情報レイヤーと②サービス設計レイヤー）に分けて検討を進めることとしたい。

情報レイヤー：PF事業者が運営するSNSサービスや動画共有サイト、その他、電子掲示板やブログなどにおいて流通する情報（権利侵害情報、その他違法情報（法令違反情報）・有害情報等を含む個々の情報の流通）自体に焦点を当てたレイヤー

サービス設計レイヤー：情報流通の「場」となるプラットフォームの設計（情報表示関係（レコメンダシステム、プロミネンス、警告表示等）、利用者関係（アカウント開設時の本人確認）、その他収益化プログラムなど）に焦点を当てたレイヤー

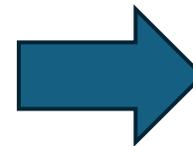
【情報レイヤー】

- 権利侵害情報、その他違法情報（法令違反情報）、有害情報等を含む個々の情報の流通



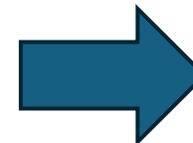
【サービス設計レイヤー】

- 情報表示関係（レコメンダシステム、プロミネンス、警告表示等）
- 利用者関係（アカウント開設時の本人確認）
- その他（収益化プログラム）等



I～Ⅲで議論

- Ⅰ. 権利侵害情報に対する対応の在り方
- Ⅱ. その他違法情報に対する対応の在り方
- Ⅲ. 有害情報に対する対応の在り方



Ⅳで議論

- Ⅳ. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方

I . 権利侵害情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する検討)

情プラ法の施行

- 本年4月1日、情プラ法が施行。

令和6年プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

①対応の迅速化、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

- ① 対応の迅速化**（権利侵害情報）
 - ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
 - ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
 - ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）
- ② 運用状況の透明化**
 - ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
 - ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**^{※2}の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

1 検討の背景

（1）健全性検討会とりまとめ

- 被害者救済により資するという観点から、「**被侵害者以外の第三者**（例えば、行政機関や地方自治体が設置する審査会等）からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策の要否及び具体的な在り方については、濫用的な申出・要請の防止という観点も含め、**今後、更なる検討が必要。**」

（2）現行制度

- 情プラ法では、侵害情報送信防止措置の申出は、被権利侵害者のみが可能（※弁護士等が委任を受けての場合は可能）であるが、代理関係もないような場合の第三者からの申出は不可。

2 論点

- 被害者自身が被害を申し出ることが困難である場合（被害者の精神的な損害が大きく、本人の対応が難しい場合等）もあるが、**被害者以外の第三者からの申出を可能とすべきか。**
- 仮に、被害者以外の第三者からの申出を可能とする場合、あらゆる者から根拠不十分の大量の申出が濫用的に出され、PF事業者の対応が滞り、結果として本来対応すべき申出にも対応できなくなるおそれもあるところ、当該第三者に求められる条件は何か。

Ⅱ. その他違法情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する論点)

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 行政法規に抵触する違法な偽・誤情報について、対応の迅速化を通じた実施の促進を図る観点から、「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口を整備・公表」、「一定の条件（例えば、行政機関等の特定の第三者からの申出・要請を受けて実施した場合等）の下で行ったコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、情報伝送PF事業者を免責」等の対応を具体的に進めることが適当。
- また、違法性の判断能力の観点から、行政法規を所管する行政機関からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、具体化を進めることが適当。

(2) 現行制度

- 情プラ法では、迅速化規律の一環として体制整備を義務付け（権利侵害情報の削除申出受付窓口・手続の整備・公表、削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の専任等）、削除申出に対する判断・一定期間内の通知等）。
- 削除基準に基づく違法情報の削除等の運用状況の公表を義務付け。
- 削除を行った際の免責として、権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき又は発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に同意しない旨の申出がないときに免責。

1 検討の背景

(3) 諸外国の状況

- EU (DSA) では、**ユーザーが違法情報をオンラインで容易に通報できる仕組みを整備することを義務付ける** (16条) とともに加盟国当局、欧州委員会、欧州デジタルサービス会議との単一の連絡窓口の指定・公表を義務付け (11条)。
 - ☞ 行政機関からの命令には、**対応の有無と対応内容を遅滞なく通知することを義務付け** (9条)
※削除の義務付けではない。
- EU (DSA) では、違法なコンテンツを認識した場合に、迅速に違法コンテンツを削除するか、アクセスできないようにする措置をとることでPF事業者を免責 (6条)
- 英国 (OSA) では、**ユーザーが違法情報を容易に通報できるシステムやプロセスを用いてサービスを運営することを義務付け** (20条)。
また、OSAでは、Ofcom (英国通信庁) に対して、PF事業者が各種の義務を遵守するための内容を定めた行動規範を策定することを義務付けているが、当該行動規範において、少なくとも**詐欺コンテンツについて、トラステッド・フラグガー (警察、労働年金省、国家犯罪庁等の行政機関を指定) が報告できる専用窓口を設けることを推奨。**

2 これまでの本WGでの議論

● 窓口整備の在り方について

- DSAもOSAもトラステッド・フラグガーのみならず、司法・行政窓口がしっかりとある。**違法情報、特に公法上の権利侵害情報ではないものについてもそういう窓口があるべき。**（森構成員）

● 行政機関による恣意的な申出・要請の防止、透明性の確保について

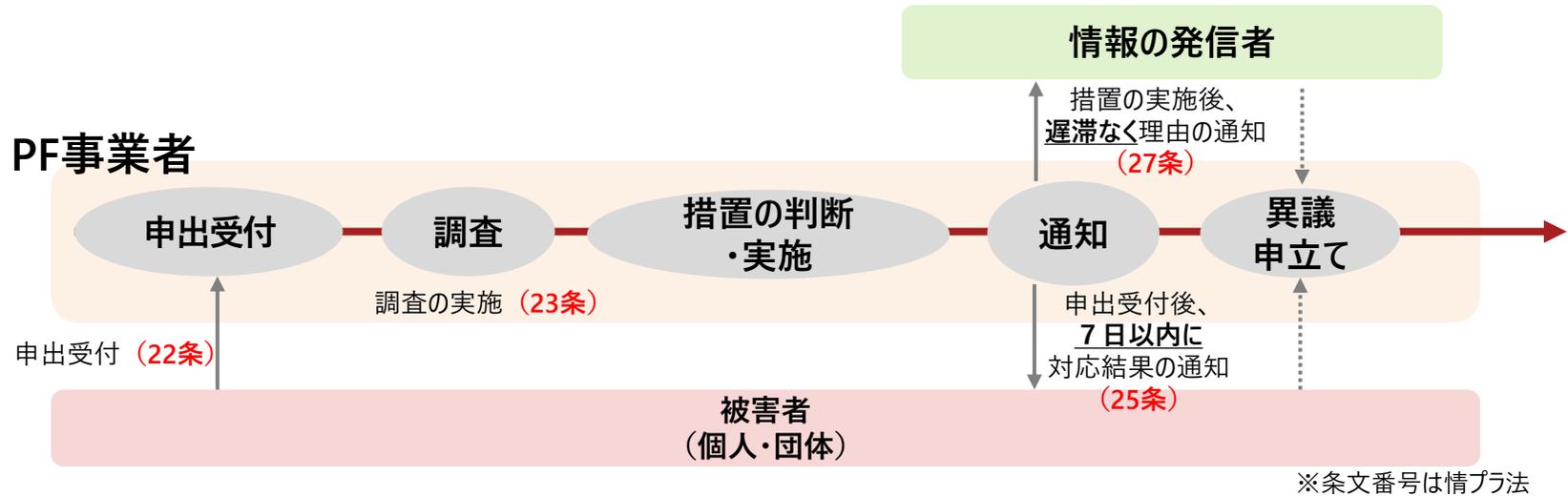
- **行政機関からの要請については、検閲的に運用されるリスクがないわけではない。**仮に制度を作ったとしてもそれに対する信頼が得られなくなるということもあり得るところ、しっかりと**透明性の規律やガバナンスを同時並行で検討しなければいけない。**（山本主査）
- 行政当局から要請があったときにすぐに消す対応になると、ある意味での検閲リスクが高まる。一方、その判断の余地を認めると一定程度の検閲リスクが抑えられるが、事業者の負担が非常に大きくなることから、ある種のジレンマが考えられる。（山本主査）
- 例えば、トラステッド・フラグガーや行政から削除をするように言われ、**基本的に判断をして削除した場合の事業者の責任はどのように扱われるのか。**それに従って削除をした場合には免責される形になっているのか。**事業者側に判断の余地があることにより、事業者側が責任を負う形になるかは、非常に事業者にとって悩ましいと思われる。**（山本主査）
- **団体からの報告や団体自体を検証するような機能が必要。**国民も行政機関もあるいはPF事業者も外からチェックできて、その団体がしっかり機能しているかというのを客観的に検証する場のようなものがあればいいのではないかと。（高口構成員）
- 不服申立てとして来たものに対しては一旦確認し、どうしても一定の割合で前の判断は少し違っていたというものが出てくる中で、ある程度の撤回率も出てくるのが望ましい姿だと前提にしつつ、**透明化をしていくことが適切。**（森構成員）

3 論点

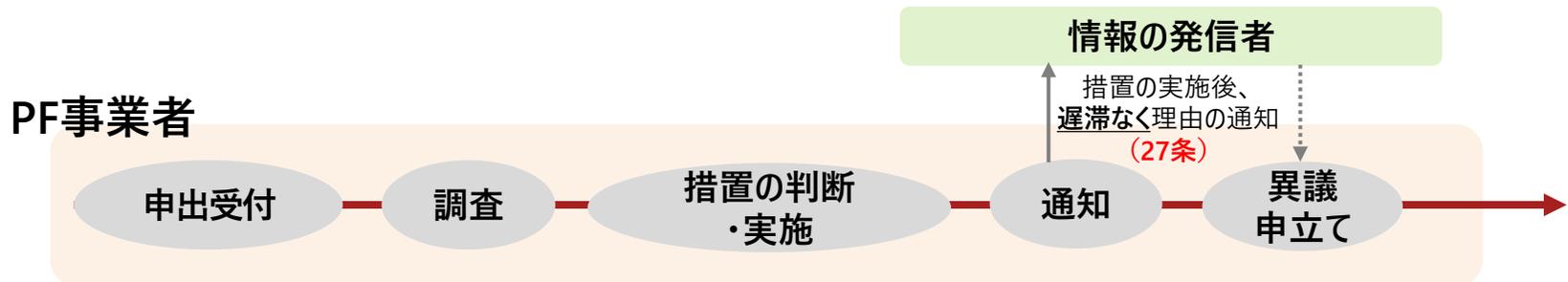
- 情プラ法では、迅速化規律の一環として体制整備義務（権利侵害情報の削除申出受付窓口・手続の整備・公表、削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の専任等）、削除申出に対する判断・一定期間内の通知等）を課しているが、その他違法情報についても、諸外国の取組を踏まえつつ、**行政機関や公益性の高いその他団体からの削除要請への体制整備をPF事業者を求める必要はあるか。権利侵害情報とその他違法情報で留意すべき差異はあるか。**（なお、削除義務は、実質的に「検閲」となってしまうため、情プラ法と同様、**削除義務ではなく、対応義務が前提。**）
※ なお、諸外国では、権利侵害情報とその他違法情報を明確に分けていない。
- **情プラ法では、権利侵害情報について、権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき又は発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に同意しない旨の申出がないときに送信防止措置をしたことについて免責している。**これは、特定電気通信役務提供者が免責される場合を明確化することにより、権利侵害情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されることを期待するものである。**その他違法情報についても、諸外国の取組を踏まえつつ、PF事業者が過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されるよう、違法なコンテンツを認識した場合に、投稿者との関係で、迅速に違法コンテンツを削除又はアクセスできないようにする措置をとったPF事業者を免責する必要はあるか。**

- 権利侵害情報の場合、窓口設置から対応結果の通知までについて、情プラ法に規定がある（削除対応の迅速化規律）。対応結果の通知までの期間は、原則7日。
- 一方、**その他違法情報については情プラ法の削除対応の迅速化規律の対象とはなっていない。**

<情プラ法に基づき権利侵害情報に関して措置を行う場合の一般的な対応のフロー>



<利用規約等に基づきその他違法情報に関して措置を行う場合の一般的な対応のフロー>



※上記は一般的な対応のフローであり、PF事業者ごとに対応が異なり得る点に留意。

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 行政法規に抵触する違法な偽・誤情報について、対応の迅速化を通じた実施の促進を図る観点から、「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口を整備・公表」、「一定の条件（例えば、行政機関等の特定の第三者からの申出・要請を受けて実施した場合等）の下で行ったコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、情報伝送PF事業者を免責」等の対応を具体的に進めることが適当【再掲】

(2) 諸外国の状況

- 第三者からの申出の参考例として、諸外国では以下のとおり制度的に対応。
- EU (DSA) では、PF事業者に対して、**トラステッド・フラグガー**（各国のDSCが認定）からの通報を優先的に対応することを義務付け（22条）。
 - ☞ DSAができる前から、多くのPF事業者において、虐待、薬物、その他の違法コンテンツを発見するために、市民社会組織との協力枠組みを確立。自発的な協力の経験に基づき、DSAの法的枠組みを構築。
 - ☞ **トラステッド・フラグガーの条件として、「専門性」・PF事業者からの「独立性」・判断への「客観性」**をDSAにおいて求めているが、トラステッド・フラグガーの認定に関しては、本年の第二四半期にDSAに基づくガイドラインが公表される予定。
なお、ガイドラインの策定前に、先行してトラステッド・フラグガーを認定している国（仏国、独国、デンマーク、ギリシャ等）もあり、NPO、NGO、業界団体、労働組合、ファクトチェッカー等を認定。
- 英国 (OSA) では、OSAに基づく行動規範において、詐欺コンテンツについて、**トラステッド・フラグガーが報告できる専用窓口を設けることを推奨**。
 - ☞ トラステッド・フラグガーとして、警察、労働年金省、国家犯罪庁等の行政機関を指定。

2 これまでの本WGでの議論

●「適格性ある第三者」になり得る者について

- 所管している行政機関と同程度の判定をできるだけの適格性を備えた団体が「信頼できる団体」ではないか。行政機関とトラステッド・フラグラーで対応義務に差を設けることも考えられる。（山本（健）構成員）
- 一番問題なのは資金で、特に独立性の高い団体だとすると、運営資金をどうするのかというのが必ず問題になってくる。（上沼構成員）
- 適格消費者団体などは内容について十分検討した上でも差止請求などをしており、事業者団体は自主的な規制を自ら課しているところ、そうした団体などの情報も優先してよいのではないか（増田構成員）
- EUや英国と日本との制度的・文化的な違いとして、例えばDSCのような存在が日本にはあるか。文化的な違いも考慮しないと実効性は確保できない。（山本主査）
- 優先犯罪のような特定の情報への削除請求は、表現の自由との関係を考えても、そこまで独立性が要求されない場合もあるのではないか。なぜその独立性が要するのか、何からの独立性なのかについて、対象情報と一緒にマトリックスにして考えていく必要。（上沼構成員）

●「適格性ある第三者」からの通報への対応について

- 行政機関やトラステッド・フラグラーが真面目に要請をしているとしても、右から左に削除するとなれば一定の危険はある。また、公的資金が投入される場合の独立性について、日本でもファクトチェック等の関係で問題になっていたことであり、バランスの取れた考え方が必要。（森構成員）
- 行政機関も要請をするとなった際に、行政機関の責任がどうなるのか。第三者から要請があったとして、判断の一定の裁量が事業者側にあるときに、事業者が責任が問われる可能性もある。一方で、あくまでもお願いベースということになると、別に無視してもよいということになる。何かしらよいことがある、あるいは、逆に対応をしないことでディスインセンティブのようなことが必要ではないか（山本主査）

3 論点

＜適格性のある「第三者」からの通報制度の必要性＞

- 諸外国の取組を参考として、PF事業者が違法情報に対してより迅速に対応することを支援するため、我が国において、専門的知見に基づき通報を行う者を認定する「トラステッド・フラッガー制度」を導入する必要があるか。諸外国の取組を参考として、PF事業者に対して、トラステッド・フラッガーからの通報を優先的に対応することを制度的に求めていく必要があるか。

＜「第三者」の主体・適格性＞

- 制度を導入する場合、具体的な通報主体としてはどのような分野の団体が想定されるか。また、トラステッド・フラッガーの安定的・持続的な運営を図るため、財政的基盤や人的リソースをどのようにして確保すべきか。また、専門性・独立性・客観性をどのように確保すべきか。
 - ☞ 検討に当たっては、既に専門性が高い団体がPF事業者に通報を行っており、一定の効果が出ている点にも留意が必要。

1 検討の背景

(1) 健全性検討会では議論がなされていなかったが、昨今、闇バイト等の対応を巡り、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（犯罪対策閣僚会議決定（令和6年12月17日））における「犯罪者を逃がさない」ための対策として、諸外国の例を参考にしたインターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討を行うとされた。

(2) 諸外国の状況

- 英国（OSA）では、規制対象サービス提供事業者（PF事業者等）の違反が継続している場合やOFCOMの措置要求に従っていない場合等の一定の場合、OFCOMは、裁判所に、**PF事業者等にサービスを提供する者**（付随サービスと呼ばれる。課金システム提供者等）の**サービス制限命令**を出すよう申請することができる^(144条)。さらに、サービス制限命令の効果が不十分である場合又はサービス制限命令を出しても重大な被害を防げないと見込まれる場合に、裁判所に対して、**アクセスプロバイダ**にアクセス制限命令を出すよう申請することができる^(146条)。

2 論点

- 付随サービス制限措置は、一般利用者に深刻な影響を与え、また、事業活動に深刻な影響を及ぼすことから、**恣意的な運用を防ぐ制度設計が不可欠**であるが、我が国においても、英国のような制度的対応は必要か。その際、留意点は何か。

Ⅲ. 有害情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する論点)

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- **有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報に対するPF事業者の取組を促す観点から、これらの情報に対し、「事業者によるコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策の在り方について、表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら具体化を進めることが適当」。**

(2) 諸外国の状況

- EU (DSA) では、**有害情報について、削除等の直接的な対応をPF事業者を求める規律はない。** その代わりに、VLOP/VLOSE※に対して、違法コンテンツだけではなく有害コンテンツについても、サービスの設計・機能・アルゴリズムシステムの影響、又はそのサービスの利用に起因するシステムリスクを特定・分析・評価することを義務付け (34条)、そのリスク評価を踏まえた軽減措置を義務付けている (35条)。

※ VLOP：大規模オンラインプラットフォーム事業者

VLOSE：大規模オンライン検索エンジン事業者

- 英国 (OSA) では、**有害情報について、削除等の直接的な対応をPF事業者を求める規律はない。** その代わりに、子ども (18歳未満) にとって有害な情報に関し、リスク評価・安全措置義務等を義務付けている (12条、13条)。

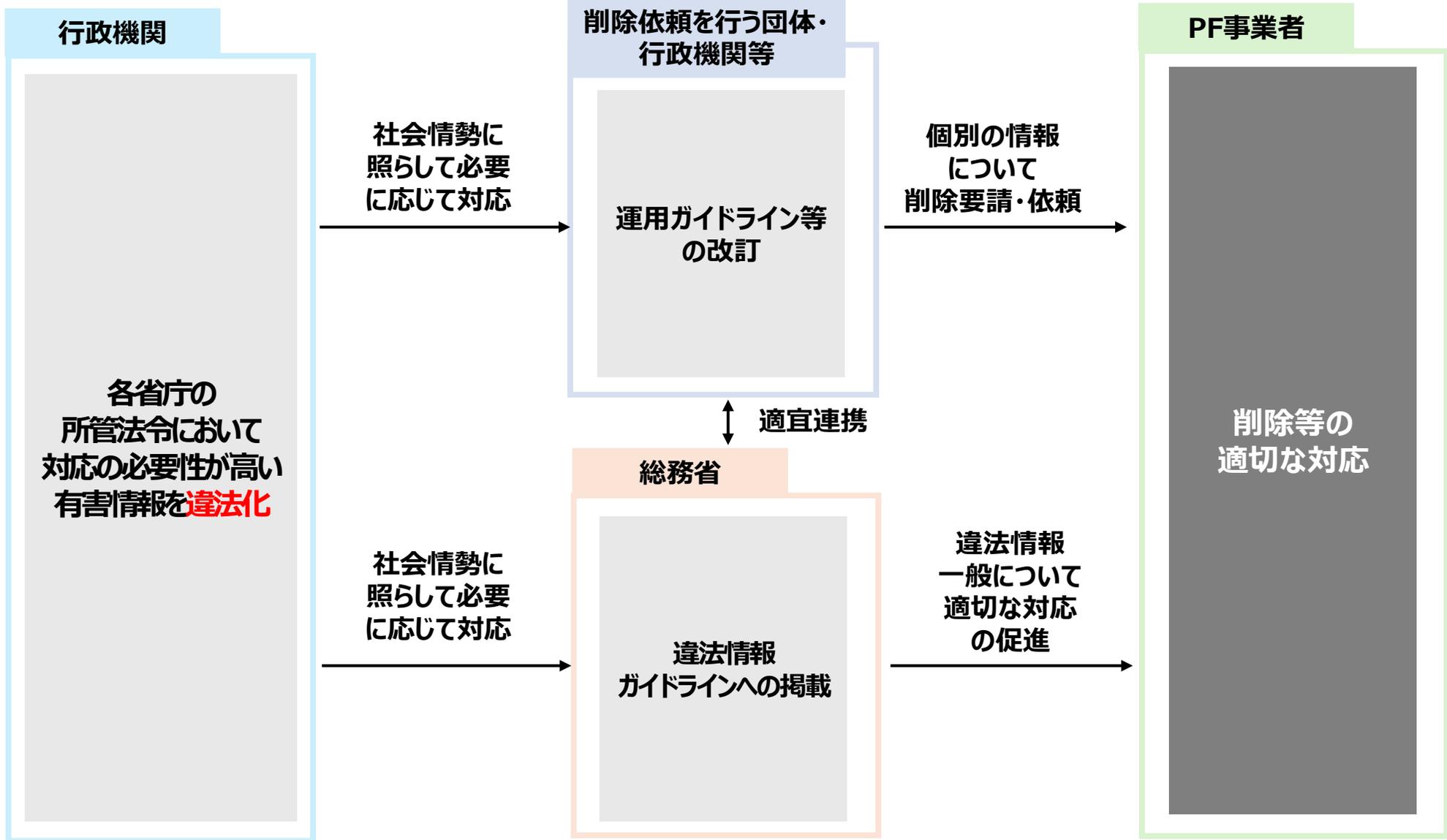
2 これまでの本WGでの議論

- 明確な有害性が求められるべきであり、**生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかな情報**というぐらい限定がされて初めて、**違法情報と同じようなコンテンツモデレーションが正当化されるのではないか**（森構成員）
- 英国オンライン安全法の中でも、**深刻な危害を与えることを意図したような虚偽の情報**というカテゴリーを**犯罪の種類**として作るなどして、**対応をある程度促そう**といったことをやっている。公序良俗に反する情報という中でも様々なグラデーションがある中で、**特に対応が必要なものを括り出していく作業が大変重要**（生貝構成員）

3 論点

- 有害情報は、人によって有害かどうかの判断が異なり得るだけでなく、有害かどうかの線引きが困難であるところ、PF事業者は利用規約に基づいて有害情報を削除することができる。しかし、PF事業者による対応が十分ではない場合、有害情報へのモデレーションに関する制度的対応が必要となるが、制度的対応が行き過ぎれば、表現の自由との関係で懸念が生じることになる。有害情報へのモデレーションに関する制度的対応についてどのようなものが考えられるか。
- 有害情報へのモデレーションに関する制度的対応を行うことには上記の懸念があることを踏まえると、有害情報への対応については、特に表現の自由との関係で慎重な検討が必要と考えられることから、情報レイヤーにおけるモデレーションに関する制度的対応を検討する際には、他の有効な手段（※）がないかについても検討が必要ではないか。
- モデレーションに関する制度的対応が必要と考えられる有害情報については、社会情勢等の必要性を踏まえた上で、各省庁が所管する個別法において当該情報が違法化されるのであれば、PF事業者による適切な対応が図られるのではないか。
- その上で、仮に違法情報と位置付けられれば、社会情勢に照らし、必要に応じて、削除依頼を行う団体や行政機関等の運用ガイドラインや総務省の違法情報ガイドラインに、当該違法情報に関する判断基準等を掲載することにより、PF事業者に対する削除依頼の実施が適切に行われるとともに、PF事業者による適切な対応の促進が図られるのではないか。

※ なお、サービス設計レイヤー（リスク評価・軽減措置等）における対応については、「Ⅳ. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方（サービス設計レイヤーにおける検討）」で検討する。



1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 「明白な権利侵害性その他の違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信する者など、特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウント停止・削除を確実に実施する方策については、こうした対応の段階的な実施を担保することも含め、**具体化を進めることが適当**」。

(2) 諸外国の状況

- 欧州（DSA）では、PF事業者に対して、**違法コンテンツを繰り返し発信したり、明らかに根拠のない通知や異議申し立てを行ったりするユーザーについて、事前に警告の上、サービスの提供を停止することを義務付け**（23条1項・2項）。PF事業者は、これらの不正利用に関する方針を利用規約において明記することが必要（23条4項）

2 これまでの本WGでの議論

- 明らかに1回限りの捨てアカウントのように見受けられるものについてフラグを立てるなど、**フラグで容易に分かるようにする方法はあり得るのではないか（上沼構成員）**
- 違法な情報を繰り返し投稿する利用者が、ある程度集中していることへの対応について、プラットフォーム側でそれぞれ自主ポリシーとして対応指針を定めていることはあるかと思うが、**特に悪質なアカウントに関してアカウント停止を含めたどのような対応をするのかについての共通の指針を作っていくことが望ましいのではないか**。それを制度あるいは行動規範の中にもしっかりと含めていくことを各論レベルでも議論をしていくことが重要（生貝構成員）
- プロファイリングに基づく政治広告やレコメンデーションは、流通の態様に着目した対応の問題のため、同じ有害情報であっても生命・身体の危険とは切り離して、別の角度から操作の意図といった全く違う基準で考えるべき（森構成員）

3 論点

- 権利侵害行為を繰り返す行為については、情プラ法の迅速化規律の下、PF事業者において送信防止措置が取られることが期待される。その他違法情報も、PF事業者はポリシーに応じて対処していると考えられる。**有害情報はその外延が明らかではないため、PF事業者の利用規約等のポリシーによる対応は区々であることが想定される。例えば、災害時などの特定の場面において、偽情報などの有害情報を大量に送信する行為を抑止するために、発信行為の態様に着目した対応を求めるべきか。**また、後述の情プラ法の自己評価・公表義務の中で、発信行為の態様に着目した送信防止措置の対応状況を明らかにしていくことも想定されるのではないか。
- **発信行為の態様に着目した対応を求める場合、例えば、スパム、Bot、違法コンテンツを繰り返し発信などがあるが、PF事業者が対応すべき「態様」としてどのようなものを考えるべきか。**